現行
改正案

技能実習制度推進事業等運営基本方針

厚生労働大臣公示

平成5年4月5日

(平成9年4月24日一部改正)

(平成12年7月3日一部改正)

(平成16年4月19日一部改正)

(平成20年7月28日一部改正)

(平成22年1月22日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成24年3月30日一部改正)

(平成25年2月12日一部改正)

(平成25年4月18日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成 27 年 1 月 23 日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成27年12月28日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年3月31日一部改正)

(平成 29 年 5 月 22 日一部改正)

I (略)

Ⅱ 各論

1 (略)

2(1) • (2) (略)

(3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の技能検定(以下「技能検定」という。)を除く。)については、人材開発統括官が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。

 $3 \sim 12$ (略)

厚生労働大臣公示

技能実習制度推進事業等運営基本方針

平成5年4月5日

(平成9年4月24日一部改正)

(平成12年7月3日一部改正)

(平成16年4月19日一部改正)

(平成20年7月28日一部改正)

(平成22年1月22日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成24年3月30日一部改正)

(平成25年2月12日一部改正)

(平成25年4月18日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年1月23日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成27年12月28日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年3月31日一部改正)

(平成29年5月22日一部改正)

(平成29年7月7日一部改正)

I (略)

Ⅱ 各論

1 (略)

2(1) • (2) (略)

(3) (2)の対象技能等に係る公的な評価制度(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の技能検定(以下「技能検定」という。)を除く。)については、<u>職業能力開発局長</u>が、有識者により構成する「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」を開催し、同会議において、評価の基準、評価の方法、試験実施体制等を確認の上、認定し、当該評価制度に係る職種・作業を公表するものとする。

 $3 \sim 12$ (略)